

○沖縄県立看護大学大学院科目等履修生規程

(平成 16 年 11 月 17 日)

[沿革] 平成 20 年 5 月 21 日 改正

平成 24 年 12 月 19 日 改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、沖縄県立看護大学大学院学則（平成 16 年沖縄県規則第 25 号。以下「学則」という。）第 43 条の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(所管)

第 2 条 科目等履修生の取り扱いは教務委員会が所管し、事務を学務課が担当する。

(入学資格)

第 3 条 科目等履修生として博士前期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学の看護系学部を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- (2) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

2 科目等履修生として博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学院の看護系博士前期課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- (2) 外国において修士課程に担当する課程を修了し、修士に相当する学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

(入学志願)

第 4 条 科目等履修生として入学を志願する者は、入学を希望する日の 30 日前までに、次の各号に掲げる書類に入学考査料を添えて学長に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の卒業（修了）証明書
- (4) その他本学が必要と認める書類

(入学時期)

第 5 条 科目等履修生の入学は、学期の始めとする。

(履修期間)

第 6 条 科目等履修生の履修期間は、当該学期又は年度限りとし、引き続き履修しようとする者は、改めて願出しなければならない。ただし、前学期履修後、引き続き後学期も履修しようとする者は、履修期間延長の手続きをしなければならない。

(選考)

第 7 条 科目等履修生の選考は、研究科委員会が行う。

(入学手続)

第 8 条 前条の選考結果に基づき合格通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、その他必要書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(入学許可)

第 9 条 学長は、前条の規定により入学手続を完了した者に、科目等履修生として入学を許可する。

(科目等履修生証)

第 10 条 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに写真 2 葉を提出し、科目等履修生証の交付を受けなければならない。

(授業科目の登録)

第 11 条 科目等履修生は、所定の期日までに履修する授業科目を登録し、登録カードを提出しなければならない。

(単位の授与)

第 12 条 科目等履修生で、登録した授業科目を履修し、試験その他の成績により、合格した者には、当該科目の単位を与える。

(証明書の交付)

第 13 条 科目等履修生の単位及び在学期間等については、本人の申請により所定の証明書を交付する。

(入学考査料等の額)

第 14 条 科目等履修生の入学考査料、入学料及び聴講料の額は、沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例（昭和 10 年沖縄県条例第 33 号。以下「条例」という。）第 2 条に定める額とする。

2 科目等履修生の実験、実習等に要する経費は、別に負担させることができる。

(聴講料の納付)

第 15 条 科目等履修生の聴講料は、条例第 8 条第 2 項の定めるところにより納付しなければならない。

(入学考査料等の不還付)

第 16 条 既納の入学考査料、入学料及び聴講料は、還付しない。

(学則等の準用)

第 17 条 科目等履修生の取り扱いについては、この規程に定めるもののほか、大学院学則及び学内諸規程を準用する。

(雑則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成 16 年 11 月 17 日から施行する。

附則

この規程は、平成 19 年 9 月 19 日から施行する。

附則

この規程は、平成 24 年 12 月 19 日から施行する。